

第3章 計画の基本理念と基本目標

基本理念

基本目標

だれもが孤立せずに

お互いに支え合う やさしい街づくりの実現に向けて

I 市民がお互いに支え合う活動の推進

○住みなれた街でいつまでも安心して暮らすために

- ・子育て世帯や孤立する高齢者、障がい者など、地域における新たな福祉課題・生活課題に対応できる、地域社会・住民の力が集まる仕組みづくりを進めます。
- ・社会的な問題等から生まれる孤立死、虐待、消費者被害などをできる限り防ぐために、「見守り訪問活動」を中心とした地域福祉活動を進めます。

II 福祉的な支援を必要とする方々を支える活動の推進

○住みなれた街で安心・安全で自分らしく生きていくために

- ・高齢者や障がい者、子育て世帯等が安心・安全で自分らしい生活を送ることができるように、日常生活等の包括的・継続的な支援をします。
- ・市民の権利を擁護し、適切に制度やサービスが利用できるよう支援します。
- ・福祉従事者の連携強化と技術の向上に取り組み、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

III 地域の社会資源との連携・協働によるネットワークの推進

○さまざまな社会資源が力をあわせるために

- ・多くの市民参加の促進を図るために、地域福祉に関する情報の集約、共有化を推進します。
- ・福祉への理解と関心を高めるため、福祉教育を推進します。
- ・地域における各種関係団体の連携・協働の仕組みづくりを進めるため、ネットワークの場（機会）をつくります。

具体的取り組み

- 1 地区社協の活動強化
 - (1) 地域におけるネットワークの推進
- 2 福祉のまち推進事業の充実
 - (1) 地区福まち活動の充実・強化
 - (2) 地区福まちの拠点の拡充と財政強化に向けた取り組み
 - (3) 地区福まちへの幅広い市民の参加促進
- 3 ふれあい・いきいきサロンの普及と拡充
- 4 福祉除雪サービス事業の充実
- 5 ボランティア活動の振興・普及の強化
 - (1) 市・区ボランティアセンターの運営
 - (2) 福祉人材確保のための福祉啓発事業の推進
 - (3) 市・区災害ボランティアセンターの推進
 - (4) 福祉教育の推進

- 1 高齢者・障がい者生活あんしん支援センターの運営
 - (1) 日常生活自立支援事業の推進
 - (2) 成年後見事業の推進
 - (3) 福祉サービス苦情相談
 - (4) 障がい者あんしん相談
 - (5) 高齢者虐待相談
- 2 福祉サービスの質の向上
- 3 地域包括ケアシステムの推進
- 4 低所得世帯等への支援の推進

- 1 広報・啓発活動の充実強化
- 2 市民への福祉情報の提供
- 3 福祉教育の推進（再掲）
- 4 障がい者関係団体とのネットワークの強化
- 5 企業等が参加しやすい福祉貢献の環境づくり
- 6 地域での子育て支援の充実に向けた環境づくり
- 7 地域におけるネットワークの推進（再掲）